

「農業者専用えりあカード」ローンカード規定

1. (カードの利用)

「農業者専用えりあカード」ローンカード（以下「ローンカード」といいます）は、次の取引を行う場合、および残高照会に利用することができます。

- ① 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用を提携した金融機関等(以下「提携金融機関」といいます)の現金自動支払機および現金自動預入支払機(以下「自動機器」といいます)を使用してカードローンの貸越をうける場合（以下貸越を受けることを単に「払戻し」といいます）
- ② 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用を提携した金融機関等(以下「提携金融機関」といいます)の現金自動預金機および現金自動預入支払機(以下「自動機器」という)を使用してカードローン貸越金の任意返済（以下「入金」といいます）をする場合。
- ③ 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等の自動振込機（振込みをおこなえる自動機器を含みます。以下「自動機器」といいます）を使用して振込資金を振替により払戻し、振込みをする場合。
- ④ 上記のほか当金庫本支店の窓口でも払戻し、もしくは入金のお取扱いができます。なお、提携金融機関における窓口のお取扱いは、当該提携金融機関の取扱規定に基づくものとするもののほか、一部の提携金融機関ではお取扱いができません。

2. (自動機器による払戻し)

- (1) 自動機器を使用して払戻しをする場合は、自動機器の画面表示等の操作手順に従ってローンカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。
- (2) 自動機器による現金の払戻しは千円単位とし、1回あたりおよび1日あたりの払戻金額は、当金庫または提携金融機関の定めた範囲内とします。
- (3) 自動機器を使用して振込資金を振替により払戻し、振込みをする場合の1回あたりおよび1日あたりの払戻金額は、当金庫の定めた範囲内とします。
- (4) 1日あたりの払戻金額について、当金庫の定める1日の払戻累計最高限度以内の金額を、本人から当金庫が所定の届出を受けた場合には、その届出の範囲内とします。
- (5) 当金庫および提携金融機関の自動機器による1日あたりの払戻回数について、本人から当金庫が所定の届出を受けた場合には、その届出の範囲内とします。
- (6) 自動機器を使用して払戻しをする場合に、払戻金額と利用手数料との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

3. (窓口での払戻し)

- (1) 当金庫本支店の窓口で払戻しをする場合は、ローンカードとともに所定の払戻請求書にローンカードの口座番号、氏名、金額を記入して提出してください。なお、窓口での払戻金額は1日および1回の支払額の限度を100万円とし、窓口営業時間内に限りのお取扱いとなります。
- (2) 提携金融機関の窓口でのお取扱いは、当該提携金融機関の取扱規定に基づくものとします。また一部の提携金融機関ではお取扱いができません。

4. (利用手数料)

- (1) 当金庫の自動機器を使用して払戻しをする場合、自動機器利用に関する手数料の定めによって利用手数料がかかることがあります。また、入金をする場合には利用手数料はかかりません。

- (2) 提携金融機関の自動機器を利用する場合、払戻しあるいは入金の場合、提携金融機関所定の自動機器利用に関する手数料の定めによって利用手数料がかかることがあります。
 - (3) 利用手数料は自動機器利用日付をもって自動的に貸越を行います。なお、提携金融機関の利用手数料は、当金庫から当該提携金融機関に支払います。
 - (4) 窓口でのお取扱いの場合は、所定の手数料について窓口でお尋ね下さい。
5. (任意のご返済)
- (1) 自動機器を使用して任意に入金する場合は、自動機器の画面表示等の操作手順に従ってローンカードと現金を挿入してください。なお、提携金融機関の一部では入金のお取扱いができません。
 - (2) 自動機器を使用しての入金は千円単位とし、1回の入金額はその自動機器の取扱い範囲内とします。なお、入金総額の制限はありません。
 - (3) 当金庫本支店の窓口で入金する場合は、所定の入金用紙にローンカードの口座番号、氏名、金額を記入しローンカード、現金とともに提出してください。なお、窓口での入金金額の制限はありません。また、窓口営業時間内に限りのお取扱いとなります。
 - (4) 提携金融機関の窓口でのお取扱いは、当該提携金融機関の取扱規定に基づくものとします。また一部の提携金融機関ではお取扱いができません。
6. (払戻し [貸越]、入金 [任意返済] の明細)
- ローンカードによるお取引の都度、その内容を記載した取引明細票をお渡しします。また、「カードローン取引のお知らせ」を3ヶ月毎にお届けします。
7. (自動機器の故障等の取扱い)
- (1) 停電、故障等により自動機器によるお取扱いができない場合には、当金庫本支店の窓口で窓口営業時間内に限り、払戻し、入金のお取扱いができます。ただし、払戻しについては、別に定めた金額を限度とすることのほか、オンライン障害の程度によってはお取扱いを一時停止することがあります。
 - (2) 提携金融機関の自動機器が停電、故障等の場合は、お取扱いを一時停止することも含めて、当該提携金融機関の取扱規定に基づくものとします。
8. (ローンカードの紛失、届出事項の変更等)
- (1) ローンカードを紛失、盗難などの場合または住所、氏名その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。届け出が遅滞したことによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
 - (2) ローンカードを紛失、盗難等の場合の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。なお、ローンカードの再発行に際しては、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。
9. (ローンカード・暗証番号の照合等)
- (1) 自動機器によりローンカードを確認し、自動機器操作の際に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取扱いましたうえは、ローンカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫および提携金融機関は責任を負いません。
 - (2) 当金庫の窓口においてローンカードを確認し、キーパット入力による暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取扱いした場合、前項と同様とします。
10. (自動機器等への誤入力等)

自動機器の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫および提携金融機関は責任を負いません。なお、当金庫の窓口取扱いの場合も、金額等の誤入力により発生した損害については同様とします。

11. (解約等によるローンカードの返却、および利用停止等)

- (1) カードローン契約を解約する場合には、直ちにローンカードを当金庫に返却してください。
- (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当金庫がローンカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫から請求があり次第、直ちにローンカードを当金庫に返却してください。
- (3) 次の場合には、ローンカードの利用を停止することがあります。
 - ① 「12. (譲渡、質入れ等の禁止)」に定める規定に違反したとき。
 - ② 「農業者専用えりあカード」カードローン契約規定に定める各条項に該当もしくは違反したとき。
 - ③ ローンカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用される恐れがあると当金庫が判断した場合。

12. (譲渡、質入れ等の禁止)

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

13. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、「農業者専用えりあカード」カードローン契約規定の各条項により取扱います。

以 上

平成 25 年 3 月 15 日制定